

# 小規模企業振興基本計画の概要

## 「小規模企業振興基本計画」（平成26年10月閣議決定）

基本法に基づき、小規模企業の振興に必要な施策を、一貫かつ継続した方針の下、重点的かつ効果的に実行することを担保するために策定された計画。（おおよそ5年ごとに変更） →平成31年春目標

### 現状認識と基本的考え方

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展  
→この中で、事業を維持するだけでも大変な努力が必要。

### 事業の持続的発展のための4つの目標を設定

#### 1. 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した  
需要の創造・掘り起こし—

#### 2. 新陳代謝の促進

—多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出—

#### 3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

—地域のブランド化・にぎわいの創出—

#### 4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

—事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応—

### 10の重点施策

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進

(2) 需要開拓に向けた支援

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

(4) 起業・創業支援

(5) 事業承継・円滑な事業廃止

(6) 人材の確保・育成

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

(9) 支援体制の整備

(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供